

別紙

曾於市物価高騰対策医療機関等支援金交付事業のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の影響を受けている市内の医療機関等を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した支援金を交付します。

1 対象者

①	病院	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
②	医科診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち、医師が医業を行う診療所
③	歯科診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち、歯科医師が歯科医業を行う診療所
④	薬局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に定める許可を得た薬局
⑤	施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 9 条の 2 の規定による届出を行っているもの(同法第 9 条の 3 に規定する専ら出張のみのものは除く。)及び柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第 2 条第 2 項の施術所
⑥	歯科技工所	歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 2 条第 3 項に規定されている歯科技工所

2 要件

①	令和 7 年 12 月 1 日時点で病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、施術所及び歯科技工所の開設について所管の行政庁の許可もしくは指定等を受け、又は届出をしているもの
②	申請日において引き続き市内で事業を運営しているもの

3 交付額

施設種別	光熱水費	食材料費	車両燃料費
病院	月額 319,800 円	月額 4,100 円/病床	月額 2,600 円/台
医科診療所	有床	月額 66,400	月額 2,600 円/台
	無床	月額 27,300	月額 2,600 円/台
歯科診療所	月額 18,600 円	–	月額 2,600 円/台
薬局	月額 3,000 円	–	月額 2,600 円/台
施術所	月額 5,400 円	–	月額 2,600 円/台
歯科技工所	月額 5,400 円	–	月額 2,600 円/台

4 申請期限・方法

【申請期限】 令和 8 年 2 月 27 日 (金)

【申請方法】 郵送または持参にて申請をお願いします。

5 申請書類

全ての事業所

- ① 申請書兼請求書
- ② 振込口座の通帳の写し

食材料費を申請する事業所

- ③ 病床数が確認できるもの (病院及び医科診療所 (有床) に限る)

車両燃料費を申請する事業所

- ④ 自動車検査証の写し (使用者が医療機関等の名義となっているもの)

施術所

- ⑤ あん摩マツサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律または柔道整復師法に基づく開設届出の写し

歯科技工所

- ⑥ 歯科技工士法に基づく開設届出の写し

6 提出・問い合わせ先

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

曾於市役所 保健課 保健総務係

電話 0986-76-8806

FAX 0986-76-8283

メールアドレス s-hoken@city.soo.lg.jp